

議案第56号

二宮町農業委員会の委員の定数を定める条例を別紙のように制定する。

平成28年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法が変更になり、新たに条例で定数を定める必要が生じたことに伴い、本条例を制定するために提案する。

二宮町農業委員会の委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項に基づき、二宮町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、12人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項に規定する任期満了の日の翌日から施行する。

(二宮町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 二宮町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年二宮町条例第53号の2）は、廃止する。